

○ 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 近代化資金の貸付条件について 地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に行われることを目指して、近代化資金の貸付条件は以下を基準とする。</p> <p>1 貸付対象者 近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 ア・イ （略） ウ <u>地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）</u></p> <p>エ・オ （略） カ <u>アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）</u></p> <p>キ （略） ク <u>集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、<u>キの(ア)の①</u>に定める基準に従った規約を有しているもの</u></p> <p>(2)・(3) （略） (4) （略） ア～ク （略） ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表者の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（<u>(1)のキの(ア)及びク</u>に該当するものを除く。）</p>	<p>第2 近代化資金の貸付条件について 地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に行われることを目指して、近代化資金の貸付条件は以下を基準とする。</p> <p>1 貸付対象者 近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 ア・イ （略） (新設)</p> <p>ウ・エ （略） オ <u>アの(ア)、イ及びウの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）</u></p> <p>カ （略） キ <u>集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからオまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、<u>カの(ア)の①</u>に定める基準に従った規約を有しているもの</u></p> <p>(2)・(3) （略） (4) （略） ア～ク （略） ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表者の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（<u>(1)のカの(ア)及びキ</u>に該当するものを除く。）</p>

(ア)・(イ) (略)

2 (略)

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け

ア～エ (略)

オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（オ）まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、（カ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者及び集落営農組織等に限り、（ク）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、継続的農地利用者、農業サービス事業者、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）

(ア)～(ク) (略)

カ (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当等する場合

㊦～㊴ (略)

② (略)

(ウ) (略)

(2) (略)

4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

(1) 1の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあっては、2億円

ア・イ (略)

ウ 1の(1)のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体

(2) 1の(1)のオの農業参入法人に対する貸付にあっては、1億5,000万円

(ア)・(イ) (略)

2 (略)

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け

ア～エ (略)

オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（オ）まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、（カ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者及び集落営農組織等に限り、（ク）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）

(ア)～(ク) (略)

カ (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第〇〇号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当等する場合

㊦～㊴ (略)

② (略)

(ウ) (略)

(2) (略)

4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

(1) 1の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあっては、2億円

ア・イ (略)

ウ 1の(1)のカの(ア)及びキに掲げる農業を営む任意団体

(2) 1の(1)のエの農業参入法人に対する貸付にあっては、1億5,000万円

(3) 1の(1)に掲げる者でアからエまで及び(2)以外のものに対する貸付けにあっては、1,800万円

(4) (略)

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（令和5年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

6 (略)

7 融資率

(1) (略)

(2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) (略)

第3 利子補給の措置等について

1～3 (略)

4 その他

第2の6に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及

(3) 1の(1)に掲げる者でアからウまで及び(2)以外のものに対する貸付けにあっては、1,800万円

(4) (略)

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（令和4年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

6 (略)

7 融資率

(1) (略)

(2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。第3の4の(1)において同じ。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) (略)

第3 利子補給の措置等について

1～3 (略)

4 その他

(新設)

び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

- (削る)
- (削る)
- (削る)

第4 留意事項

1～6 (略)

7 印紙税法の特例

(1) 東日本大震災の被災者等に係るもの

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に係るもの

第2の2に規定する融資機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、令和5年3月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第11条、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第8条）

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

第4 留意事項

1～6 (略)

7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和4年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）

(新設)

附 則 （令和4年3月31日3経営第3166号）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。